

令和7年度 第1回

監査報告書

千葉県監査委員

令和7年1月1日から令和7年4月30日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に
より、次のとおり提出する。

令和7年5月28日

千葉県監査委員 小 倉 明

千葉県監査委員 川 口 明 浩

千葉県監査委員 伊 藤 昌 弘

千葉県監査委員 坂 下 しげき

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示
第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監査の概要

| | |
|------------------|---|
| 1 定期監査 | 1 |
| (1) 監査等の種類 | 1 |
| (2) 監査の実施内容及び着眼点 | 1 |
| (3) 監査の対象等 | 2 |
| 2 財政的援助団体等の監査 | 2 |
| (1) 監査等の種類 | 2 |
| (2) 監査の実施内容及び着眼点 | 2 |
| (3) 監査の対象等 | 2 |

第2 定期監査の結果

| | |
|------------------------|----|
| 1 一般会計 | 3 |
| (1) 指摘等結果の概要 | 3 |
| (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果 | 4 |
| ア 総務部出先機関 | 4 |
| イ 健康福祉部出先機関 | 4 |
| ウ 環境生活部出先機関 | 6 |
| エ 商工労働部出先機関 | 6 |
| オ 農林水産部出先機関 | 6 |
| カ 県土整備部出先機関 | 7 |
| キ 教育委員会教育機関 | 8 |
| ク 警察署 | 9 |
| (3) 監査の実施状況 | 10 |
| 2 公営企業会計 | 13 |
| (1) 指摘等結果の概要 | 13 |
| (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果 | 14 |
| ア 企業局出先機関 | 14 |
| イ 病院局出先機関 | 15 |
| (3) 監査の実施状況 | 16 |

第3 財政的援助団体等の監査の結果

| | |
|------------------------|----|
| 1 補助金交付団体 | 17 |
| (1) 指摘等結果の概要 | 17 |
| (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果 | 17 |
| (3) 監査の実施状況 | 17 |

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例に基づき解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

特に未利用国有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

イ 適正な事務執行について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が進められ、それらが効果を上げているかを確認する。

ウ 事務事業の効果的な実施について

本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を上げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

(3) 監査の対象等

| | |
|-----------|--|
| ア 実施した範囲 | 令和6年度会計に係る執行分 |
| イ 実施した期間 | 令和7年1月1日から令和7年4月30日まで |
| ウ 監査実施機関数 | 普通会計 205機関（出先機関等205機関） 公営企業会計 21機関（出先機関 21機関） |
| | 計 226機関（出先機関等226機関） |

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査等の種類 地方自治法第199条第7項及び千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第3号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

ア 補助金交付団体
補助事業が目的に沿って適切かつ能率的に執行されているか及び補助金に係る会計処理は適正に行われているかを主眼に実施した。

(3) 監査の対象等

| | |
|-----------|-----------------------|
| ア 実施した範囲 | 令和5年度会計に係る執行分 |
| イ 実施した期間 | 令和7年1月1日から令和7年4月30日まで |
| ウ 監査実施機関数 | 補助金交付団体 1団体 |
| | 計 1団体 |

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した205機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項又は注意事項のあった機関…32機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項（7件）

- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 生活保護費に係る不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・ 1件
- ・ 授業料及び就学支援金に係る不適正な経理処理について、再発防止を求めたもの・・ 1件

イ 注意事項（30件）

- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 不十分な施工管理による施工不備の発生について、再発防止を求めたもの・・・・ 1件
- ・ 個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・ 1件

ウ 指導事項（86件）

- ・ 収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23件
- ・ 収入未済に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11件
- ・ 個人情報の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8件
- ・ 契約事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
- ・ 予算科目に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 事務手続に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 支出事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

| 区分 | 基準 |
|------|---|
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 指導事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合 |

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 総務部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|--------|---|
| 文書館 | <p>注意事項 委託料の支払について、遅延損害金の発生が1件(2,800円)認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

イ 健康福祉部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|------------|---|
| 印旛健康福祉センター | <p>注意事項 報償費の支払について、過払い1件(13,000円)及び不足払い1件(13,000円)、児童扶養手当の支給について過払い2件(189,860円)が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 山武健康福祉センター | <p>注意事項</p> <p>① 時効成立後の生活保護費弁償金について、誤って納付書を送付し、納付を受けた事例が1件(4,533円)及びその返金に伴う遅延利息(82円)が発生した事例が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 雑入(生活保護費弁償金等)について、27,507,272円の収入未済が認められた。 債務者が死亡した事案について、債権管理適正化の手引等に則り相続関係の確認を行うとともに、財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |
| 長生健康福祉センター | <p>指摘事項 令和5年度から令和6年度の生活保護費の支給について、決裁を受けることなく虚偽の支給額を生活保護システムへ入力するなど、不適切な事務処理による被保護世帯への過支給が31件(557,758円)認められた。 決裁による意思決定や組織的な支給状況の把握が行われず、不適切な事務処理が繰り返行われたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織内の牽制体制及び確認体制を確立させ、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>① 過年度に支払うべき扶助費について、支払時期の遅延が11件(391,229円)認められた。 今後は、事務処理の可視化及び共有を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 雑入(生活保護費弁償金等)について、21,835,893円の収入未済が認められた。 今後は、債務者に対して適時適切に催告を行うとともに、生活保護が廃止された債務者に対しては所在調査や財産調査を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|------------|---|
| 安房健康福祉センター | <p>指摘事項</p> <p>令和元年度から令和6年度までの扶助費（生活保護費）の支払について、不足払い45件（562,500円）が認められた。</p> <p>決裁による確認体制が機能しておらず、過年度の認定誤りを見過ごし、長期に渡り不足払いが継続したことは遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、研修等による知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 君津健康福祉センター | <p>注意事項</p> <p>特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）について、4,404,800円の収入未済が認められた。</p> <p>今後は、時効の進行状況を適切に把握するとともに、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |
| 衛生研究所 | <p>注意事項</p> <p>雑入（行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費）について、令和5年度分の調定が欠落している事例1件（2,405円）及び前回監査に引き続き調定が遅延している事例が認められた。</p> <p>今後は、定例業務の一覧表に調定時期を明記し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 市川児童相談所 | <p>注意事項</p> <p>需用費の支払について、遅延損害金の支払が1件（1,655円）認められた。</p> <p>今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 銚子児童相談所 | <p>注意事項</p> <p>民生費負担金（児童措置費負担金）について、8,672,335円の収入未済が認められた。</p> <p>一部の債務者が所在不明となっていることから、早急に所在調査を行い、実態の把握に努めること。</p> <p>併せて、行方不明者や財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> <p>加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。</p> |
| 君津児童相談所 | <p>注意事項</p> <p>民生費負担金（児童措置費負担金）について、26,092,592円の収入未済が認められた。</p> <p>措置解除後の債務者の所在を確認するほか、相続人に対して催告をするなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> <p>加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。</p> |

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|--------|---|
| 富浦学園 | <p>指摘事項</p> <p>児童福祉施設費負担金（千葉市への請求分）について、令和4年度及び令和5年度分の調定が欠落している事例8件(71,354,131円)及び調定が遅延している事例が認められた。</p> <p>複数年に渡り多額の歳入が未調定であったことは、当該年度の決算に影響を及ぼすものであり、誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、実施すべき業務を可視化するとともに、内部統制制度を確実に機能させるため、当該業務のリスクの詳細や対策を明記した上で、組織的に進捗状況を管理するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 保健医療大学 | <p>注意事項</p> <p>① 需用費の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が認められた。</p> <p>今後は、チェックリストを活用した確認を行うほか、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 保健医療大学授業料について、3,696,135円の収入未済が認められた。</p> <p>一部の債務者が所在不明となっていることから、早急に所在調査を行い実態の把握に努めるとともに、財産調査を実施するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> <p>また、回収が困難な債権については、債権回収の外部委託を主務課と協議すること。</p> |

ウ 環境生活部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|--------|--|
| 中央博物館 | <p>注意事項</p> <p>過年度分の文化施設使用料等について、調定額を誤った事例（過大2件18,032円、過小2件5,140円）が認められた。</p> <p>今後は、公有財産の評価を適切に行うとともに、決裁過程において根拠資料を基に算定額の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

エ 商工労働部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|-----------|--|
| 産業支援技術研究所 | <p>注意事項</p> <p>役務費の支払について、遅延損害金の支払が1件（82円）認められた。</p> <p>今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

オ 農林水産部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|---------|---|
| 香取農業事務所 | <p>注意事項</p> <p>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、19,864,237円の収入未済が認められた。</p> <p>今後は、死亡した連帯保証人の相続状況を確認し、正確な相続関係を把握するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |

カ 県土整備部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|----------|--|
| 葛南土木事務所 | <p>注意事項</p> <p>① 需用費の支払について、遅延損害金の支払が1件(441円)認められた。 今後は、公共料金等の支払額を事前に把握し、支払手続に遅延が発生しないよう、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 河川占用料について、複数年度に渡り調定額を誤った事例(過小1件1,470円)及び当該不足分のうち消滅時効が完成し徴収不能金(420円)が発生した事例が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 成田土木事務所 | <p>注意事項</p> <p>納期限を過ぎても納入されない歳入(強制徴収公債権)について、前回監査に引き続き、督促状の発付を行っていない事例が認められた。 今後は、所属で作成した歳入事務一覧のリストを活用し、確実な進捗管理を行うほか、事務の遅れが懸念される場合には、組織内でサポートする体制を整えるなど、同様の事例が発生しないよう、より効果的な再発防止策を講じること。</p> |
| 山武土木事務所 | <p>注意事項</p> <p>雑入(行政代執行費用等)について、11,056,367円の収入未済が認められた。 時効が完成した損害金については主務課等と協議の上、今後の対応方針について早急に決定すること。 加えて、譲渡債権の行使については相手方へ遅延損害金について説明をするなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |
| 長生土木事務所 | <p>注意事項</p> <p>道路メンテナンス(点検)及び県単道路調査合併委託(橋梁点検その2)について、積算金額の誤り(55,000円の過少)により落札決定を取り消した事例が認められた。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p> |
| 千葉港湾事務所 | <p>指摘事項</p> <p>令和5年度及び令和6年度分の岸壁物揚場使用料等について、調定額を誤った事例(過大3件7,808円、過小2件279,120円)が認められた。 使用料の算定に正確性を欠き、相手方からの指摘により金額の誤りが判明したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、正確な台帳管理を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 一宮川改修事務所 | <p>注意事項</p> <p>河川激甚災害対策特別緊急工事(護岸工その1、その2)について、県の不十分な施工管理による仮締切堤防の施工不備が認められた。 緊急的に実施している治水対策工事において、適切な施工管理がなされなかったことは大変遺憾である。 今後は、巡視方法の見直しや施工者との積極的な情報共有など、再発防止に向けた対策を着実に実行すること。</p> |

キ 教育委員会教育機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|-------------|--|
| さわやかちば県民プラザ | <p>注意事項</p> <p>令和元年度から6年度までの教育施設使用料について、調定額を誤った事例（過大259件2,590円）が認められた。</p> <p>今後は、使用料の改正があった場合には、関係するシステムの修正などを確実にを行うとともに、修正後の内容を組織的にチェックするなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 千葉高等学校 | <p>注意事項</p> <p>過年度分の全日制高等学校授業料について、調定額を誤った事例（過大1件49,500円）が認められた。</p> <p>今後は、職員間での生徒異動情報の可視化及び共有を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 行徳高等学校 | <p>注意事項</p> <p>生徒の要配慮個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。</p> <p>今後は、個人情報を取扱う場合には必ず複数の職員で確認するとともに、研修等により職員の意識の向上に努めるなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 柏の葉高等学校 | <p>注意事項</p> <p>全日制高等学校授業料等について、調定が1か月以上遅延している事例が17件（27,700,656円）認められた。</p> <p>発生した調定遅延に対して適切な再発防止策を講じなかった結果、繰り返し多くの調定遅延が生じたことは、組織として歳入事務の進捗管理に適正を欠くものである。</p> <p>今後は、各月に行うべき事務の一覧表を作成し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 我孫子東高等学校 | <p>指摘事項</p> <p>令和元年度から令和4年度までの授業料について、職員が立替払いをした事例（584,100円）及び令和3年度から令和4年度の就学支援金について未申請者分を虚偽報告し授業料に充当させた事例（326,700円）が認められた。</p> <p>組織として事務の進捗管理や情報共有がなく、また、決裁による確認体制が機能しておらず、複数年度に渡り不適正な会計処理が行われたことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的に進捗状況を適切に把握するほか、組織としての確認体制を確立させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 大原高等学校 | <p>注意事項</p> <p>特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、2,596,006円の収入未済が認められた。</p> <p>連帯保証人の所在が把握できていない事案については、臨戸等による所在調査を早急に実施すること。</p> <p>また、長期滞納者に対しては連帯保証人への催告を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> |

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|-------------------|--|
| 特別支援学校 流山高 等学園 | <p>指摘事項 扶助費（就学奨励費）等の支払について、過払い5件（216,944円）及び不足払い1件（4,452円）が認められた。 決裁による確認体制が機能しておらず、相手方からの指摘により判明したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、算定根拠資料を基に算出額に誤りがないか組織として確認するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |
| 飯高特別支援学校 | <p>注意事項 一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底するとともに、排出する一般廃棄物の処理については、一般廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 夷隅特別支援学校 | <p>注意事項 委託料の執行について、予算不足が生じたまま契約を締結した事例が認められた。その結果、他の委託契約の支払が行えず、発注者としての優位性から受託者に請求書を送付しないよう依頼した不適切な事例が認められた。 今後は、予算の執行状況及び定例的な支払事務の進捗を組織的に把握するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 市原特別支援学校 | <p>指摘事項 扶助費（就学奨励費）の支払について、過払い1件（83,600円）及び不足払い1件（83,600円）が認められた。 決裁による確認体制が機能しておらず、翌年度に相手方からの指摘により判明したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、算定根拠資料を基に算出額に誤りがないか組織として確認するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |

ク 警察署

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|--------|---|
| 木更津警察署 | <p>注意事項 木更津警察署建築物環境衛生業務委託において、必要な最低制限価格を設定せず、本来であれば失格となる入札者に落札決定し、取り消しを行った事例が認められた。 今後は、制度の理解を図り、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> |

(3) 監査の実施状況

【普通会計（出先機関等） 205機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---------|--|------------------------------------|
| 総務部 | 葛南地域振興事務所、東葛飾地域振興事務所、海 匝地域振興事務所、山武地域振興事務所、長生地 域振興事務所、夷隅地域振興事務所、安房地域振 興事務所、君津地域振興事務所、文書館 | 令和7年3月12日 |
| | 香取地域振興事務所 | 令和7年1月15日 |
| 総合企画部 | 千葉県旅券事務所、男女共同参画センター | 令和7年3月12日 |
| 防災危機管理部 | 消防学校 | 令和7年3月12日 |
| 健康福祉部 | 習志野健康福祉センター、市川健康福祉センタ ー、松戸健康福祉センター、野田健康福祉センタ ー、印旛健康福祉センター、香取健康福祉センタ ー、山武健康福祉センター、安房健康福祉センタ ー、市原健康福祉センター、衛生研究所、市川児 童相談所、柏児童相談所、銚子児童相談所、東上 総児童相談所、生実学校、富浦学園、女性サポ ートセンター、中央障害者相談センター、東葛飾障 害者相談センター、精神保健福祉センター、保健 医療大学、鶴舞看護専門学校、野田看護専門学 校、動物愛護センター、中央食肉衛生検査所、東 総食肉衛生検査所、南総食肉衛生検査所 | 令和7年3月12日 |
| | 海匝健康福祉センター | 令和7年1月28日 |
| | 長生健康福祉センター | 令和7年3月3日 |
| | 君津健康福祉センター | 令和7年3月4日 |
| | 君津児童相談所 | 令和7年2月7日 |
| 環境生活部 | 環境研究センター、消費者センター、美術館、中 央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館 | 令和7年3月12日 |
| 商工労働部 | 産業支援技術研究所、計量検定所、市原テクノ スクール、船橋テクノスクール、我孫子テクノス クール、旭テクノスクール、東金テクノスクール、 障害者テクノスクール | 令和7年3月12日 |
| 農林水産部 | 香取農業事務所 | 令和7年4月22日 |
| | 山武農業事務所 | 令和7年3月6日 |
| | 長生農業事務所 | 令和7年3月11日 |
| | 安房農業事務所 | 令和7年2月7日 |
| | 君津農業事務所 | 令和7年3月7日 |
| | 農業大学校、中央家畜保健衛生所、東部家畜保健 衛生所、南部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛 生所、畜産総合研究センター、銚子水産事務所、館 山水産事務所、勝浦水産事務所、水産情報通信セ ンター、水産総合研究センター | 令和7年3月12日 |
| | 北部林業事務所 | 令和7年2月21日 |
| | 中部林業事務所 | 令和7年4月25日 |
| | 南部林業事務所 | 令和7年2月20日 |
| | 県土整備部 | 千葉土木事務所、亀山・片倉ダム管理事務所、高 滝ダム管理事務所 |
| | 葛南土木事務所 | 令和7年3月5日 |

| | | |
|---------------|--|-----------|
| | 柏土木事務所 | 令和7年1月30日 |
| | 成田土木事務所 | 令和7年1月9日 |
| | 香取土木事務所 | 令和7年4月22日 |
| | 山武土木事務所 | 令和7年3月6日 |
| | 長生土木事務所、一宮川改修事務所 | 令和7年1月17日 |
| | 市原土木事務所、千葉港湾事務所 | 令和7年4月15日 |
| | 木更津港湾事務所 | 令和7年3月7日 |
| | 木更津区画整理事務所 | 令和7年4月25日 |
| 教育庁 教育事務所 | 葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所 | 令和7年3月12日 |
| 教育委員会 教育機関 | さわやかちば県民プラザ、中央図書館、西部図書館、東部図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、千葉高等学校、千葉女子高等学校、千葉東高等学校、千葉工業高等学校、千葉南高等学校、検見川高等学校、千葉北高等学校、若松高等学校、千城台高等学校、生浜高等学校、幕張総合高等学校、千葉西高等学校、八千代東高等学校、八千代西高等学校、津田沼高等学校、船橋東高等学校、船橋豊富高等学校、市川工業高等学校、行徳高等学校、松戸国際高等学校、松戸馬橋高等学校、柏の葉高等学校、柏中央高等学校、沼南高等学校、沼南高柳高等学校、流山おおたかの森高等学校、流山南高等学校、流山北高等学校、野田中央高等学校、清水高等学校、関宿高等学校、我孫子高等学校、下総高等学校、多古高等学校、銚子高等学校、東総工業高等学校、匝瑳高等学校、松尾高等学校、東金高等学校、大網高等学校、長生高等学校、茂原高等学校、茂原樟陽高等学校、一宮商業高等学校、大原高等学校、長狭高等学校、木更津高等学校、木更津東高等学校、君津青葉高等学校、袖ヶ浦高等学校、市原高等学校、京葉高等学校、市原緑高等学校、姉崎高等学校、市原八幡高等学校、千葉中学校、習志野特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、市川特別支援学校、つくし特別支援学校、矢切特別支援学校、特別支援学校流山高等学園、我孫子特別支援学校、四街道特別支援学校、印旛特別支援学校、栄特別支援学校、飯高特別支援学校、東金特別支援学校、大網白里特別支援学校、夷隅特別支援学校、市原特別支援学校 | 令和7年3月12日 |
| | 我孫子東高等学校 | 令和7年2月14日 |
| 警察署 | 千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署、千葉北警察署、八千代警察署、船橋警察署、船橋東警察署、市川警察署、浦安警察署、松戸警察署、松戸東警察署、野田警察署、流山警察署、我孫子警察署、四街道警察署、成田警察署、成田国際空港警察署、印西警察署、香取警察署、匝瑳警察署、山武警察署、東金警察署、茂原警察署、君津警察署、富津警察署、館山警察署 | 令和7年3月12日 |

| | | |
|--|--------|-----------|
| | 行徳警察署 | 令和7年3月5日 |
| | 旭警察署 | 令和7年1月28日 |
| | 木更津警察署 | 令和7年3月4日 |
| | 鴨川警察署 | 令和7年2月20日 |

2 公営企業会計

監査を実施した21機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…7機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項(4件)

- ・ 財産管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項(7件)

- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項(11件)

- ・ 収入事務に係るもの・・・3件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・2件
- ・ 収入未済に係るもの・・・2件
- ・ 支出事務に係るもの・・・2件
- ・ 公印の管理に係るもの・・・1件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 企業局出先機関

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|------------|---|
| 柏井浄水場 | <p>指摘事項</p> <p>行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。</p> <p>主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないように、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>特定調達契約である柏井浄水場外庁舎清掃及び害虫等防除業務委託について、政令や規程に定める手続によらず入札を執行した事例が認められた。</p> <p>今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| ちば野菊の里浄水場 | <p>注意事項</p> <p>動力費の支払について、遅延損害金の発生が2件(2,600円)認められた。</p> <p>今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 千葉工業用水道事務所 | <p>指摘事項</p> <p>行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例等が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。</p> <p>主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないように、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 君津工業用水道事務所 | <p>指摘事項</p> <p>行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。</p> <p>主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないように、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>前渡資金について、精算手続が2か月以上遅延している事例が88件(121,606,803円)認められた。</p> <p>今後は、財務知識の習熟を図るとともに、チェックリスト等を活用して事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

イ 病院局出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|--------------|--|
| がんセンター | <p>注意事項</p> <p>① 支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。 今後は、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるほか、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 産業廃棄物の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底し、法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。</p> |
| 総合救急災害医療センター | <p>指摘事項</p> <p>令和5年度の支出事務において、決裁を行わずに支出を行っているものや不適正な方法による支出証拠書類の作成、書類の紛失等が多数認められた。 組織として事務の進捗管理や情報共有が行われておらず、また、決裁時の確認体制が機能していないことで不適正な支出事務が行われたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うとともに、伝票起票と支払登録は必ず別の者が行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。 今後は、必ず発注担当者が発注を行い、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるほか、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 循環器病センター | <p>注意事項</p> <p>支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。 今後は、所属内及び外部委託先に対し発注のルールを徹底させるとともに、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（出先機関） 21機関】

| | 実施機関名 | 実施年月日 |
|-------|--|-----------|
| 県土整備部 | 印旛沼下水道事務所、手賀沼下水道事務所 | 令和7年3月12日 |
| 企業局 | 千葉水道事務所、市川水道事務所、柏井浄水場、北総浄水場、福増浄水場、ちば野菊の里浄水場、栗山給水場、誉田給水場、北船橋給水場、松戸給水場、水質センター、千葉工業用水道事務所、葛南工業用水道事務所、君津工業用水道事務所 | 令和7年3月12日 |
| 病院局 | がんセンター | 令和7年1月9日 |
| | 総合救急災害医療センター | 令和7年3月21日 |
| | こども病院、循環器病センター | 令和7年2月6日 |
| | 佐原病院 | 令和7年1月15日 |

第3 財政的援助団体等の監査の結果

1 補助金交付団体

監査を実施した1団体について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった団体…1団体)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (1件)

- ・ 経理処理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項 (1件)

- ・ 収入未済に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

| 監査対象団体 | 指摘事項等 |
|----------------------|--|
| 社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 | 指摘事項 令和5年度の決算書において、生活福祉資金貸付事業に係る経理処理の誤りにより、貸付金が3,187,806,717円過大となっている事例が認められた。 令和6年度において、当該貸付金の過大計上の修正を踏まえた適正な決算書を作成すること。 また、今後は、このような事態を発生させないよう、経理処理について各部署が連携し、複数の職員で漏れや誤りがないか確認を徹底することにより組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。 |

(3) 監査の実施状況

【補助金交付団体 1団体】

| 実施団体名 (主務課) | 実施年月日 |
|---------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 (健康福祉部健康福祉指導課) | 令和7年4月24日 |